

アダム・スミスの「商業社会」と国家

——『国富論』における経済と国家——

稲 村 勲

- I 課題の限定
- II 「商業社会」把握の特徴
 - 1 方法的特徴
 - 2 「商業社会」の重層的把握
 - (1) 「商業社会」の経済法則的原理把握
 - (2) 重商主義体制と「商業社会」把握
- III 「商業社会」と国家
 - 1 国家の原理的義務
 - 2 重商主義体制止揚への道と国家

I 課題の限定

本小論の直接的課題は、『国富論』を対象として、スミスが「商業社会」と国家の関係をどのような内容でとらえていたかを再考することである。しかしこうした直接的課題の背後には、筆者なりの、この間のスミス研究の動向にたいする問題意識、視点がある。そこでまず、この間の内外のスミス研究動向について、本小論の課題に引きつけた整理をおこなうことから始めよう。

1976年の『国富論』200年を契機とするこの間のスミス研究は、アダム・スミス「ルネッサンス」という集約的表現で特徴的スタートを切ったといえよう。またその内容的課題の特徴を表現するものとして「新アダム・スミス問題」が登場した¹⁾。1970年代後半から欧米を中心に進められてきたこうしたスミス研究の動向は、1980年代が進む中で、一方におけるレーガノミックス、サッチャイズムの抬頭と挫折、他方における社会主義社会体制の崩壊の始まりという世界史的背景のもとに、欧米においては、「新自由主義」（「ニューライト」）の立場からのスミス像の再生（〈自由放任—市場自動調整機〉の提唱者スミス）とこれに対するケインスを継承する立場からの反批判によるスミス像（政治の経済への積極性を再評価するスミス）が対置されていった²⁾。そしてこの反批判の流れの中のスミス像は、この間のスミス研究の出発点においてもっていた特徴の延長上に自己の位置づけを持たせつつ、1990年代の研究へと展開されてきているといえよう。そこで、この間のスミス研究動向の特徴的方向、内容が欧米をその発信地として展開されてきたことを踏まえ、主としてこの間の欧米における研究動向の流れを要約することにしよう。

①この間のスミス研究は、基本的には18世紀スコットランド啓蒙の流れとスミスにおける倫理と政治（国家）と経済の関係の再構築を、いわば二つの座標軸とした場を生成せしめるかたちで

進められてきた。②こうしたスミス研究の場合は、スコットランド啓蒙共通の課題（問い）として「商業社会」における「富と徳」関係を抽出していき、それに対するスミスの回答とはいかなるものかというスミス研究への問題視角を形成してきた。③こうした問いへのスミスの回答を再構築するための方法として、従来主流の位置を占めてきた近代自然法の流れからのスミス研究にたいして、直接的には J. G. A. ポーコックによって提起された「シヴィック・ヒューマニズム・パラダイム」の方法によるスミス研究が強い影響力をもってきている。そこでつぎに、こうした研究動向の的方法的特徴把握をふまえて、欧米を中心とした研究内容の基本的流れを整理してみよう。

出発点となる問いはスミスにおける「富と徳」の内容的関係に対する回答はいかなるものか、である。そしてこの回答は、スミスにおける倫理と政治と経済の関係はいかなる内容として統一的に再構築するかという課題としていいかえることができよう（「新アダム・スミス問題」）。その出発点としての位置を占める研究内容は、やはり D. ウィンチの研究であろう。ウィンチは「シヴィック・ヒューマニズム」を方法的立場としてとり入れ、スミスにおける政治と経済の関係を18世紀の文脈の中で位置づけ再検討し、政治の持つ、積極的、独自の位置、役割を「シヴィック・ヒューマニズム」の視点からのスミスにおける倫理（＝徳性）解釈を含めて再評価し提示した³⁾。こうしたウィンチの研究方向と内容は、スミスの全体像の再構築のためには、さらに倫理と政治と経済の内的な統一を可能にする内容的研究を必要とする。そこで D. マクナリイの研究が問われる。マクナリイもまた、「シヴィック・ヒューマニズム」を自からの方法的立場とした上で、ウィンチの政治学への内容評価を継承し、それに照応しうる経済学の内容評価をおこなう。スミス経済学＝「農業資本主義」の経済学という評価である。これによってマクナリイは「商業社会」における「シヴィック・ヒューマニズム」視点からの倫理と政治と経済の統一可能性を追求する方向を示したといえよう⁴⁾。また J. ドワイヤーは、ウィンチ、マクナリイのスミスにおける政治学と経済学再評価を踏まえて、『国富論』を単に経済学のテキストのみならず「道徳のテキスト」として読むべきことを強調し、「シヴィック・ヒューマニズム」視点からの統一的スミス像の再構築を一層徹底化しようとしている⁵⁾。しかしこうした「シヴィック・ヒューマニズム」の立場からの統一的スミス像の再構築の研究方向は、それ自身の中から、スミス自身の思想形成過程にそくしたスミス像の再構築の必要性を強めていくことになる。この点で一つの方向性を示してきたいるのが J. イヴンスキーであろう。イヴンスキーもまた、ウィンチ以来のスミスの政治学、経済学への再評価を継承しつつ、スミスの思想形成過程にそくして、スミス像の再構築を追求する。すなわち、〈『哲学論文集』→『道徳感情論』（1 ed.）〉の段階においては、「理念的社会」としての「商業社会」の「見えざる手」による実現を基本的に確信していた「道徳哲学者」スミスが、1776年以後の『国富論』段階における現実の体制＝重商主義体制に対する再認識（＝「見えざる手」への「信頼」の喪失）をおこなうにいたり、『道徳感情論』（6 ed.）段階においては、「有徳者」の「見える手」による統治によってのみ「理念的社会」の実現を追求しうる「社会批判家」の立場へ「移行」したことを強調する。そしてイヴンスキーは、最近の研究では、こうしたスミス像からスミスの残された課題である法学の問題を再構成する方向を模索しはじめている⁶⁾。

こうした欧米におけるこの間の特徴的なスミス研究の動向は、「富と徳」という問題に対するスミスの回答内容を、「シヴィック・ヒューマニズム」の視点によるスミスの「徳」内容解釈を基軸にして、彼の富の世界を解釈＝再評価することによって「富と徳」の関係を内容的に統一し、

スミス像を再構築しようとする動向として要約しうるであろう。⁷⁾

以上、この間の欧米における特徴的なスミス研究の動向に関する筆者なりの整理の上に、本小論の前提となっている問題意識を示しておこう。

この間の欧米の研究動向とそれから多くの影響を受けつつ進められてきた国内の研究動向からも、スミス研究の焦点は、スミスが経済と政治と倫理という三つの次元の内容をどのように内的に統一して「商業社会」像を構築していったのかという点に求められてきていると考えられよう。そしてその契機が、スミスにいたるスコットランド啓蒙の流れが共有してきた商業社会における「富と徳」という問いにたいするスミスの回答という点に求められていることも明らかであろう。しかしこのことは、スミスの回答の方法、内容が、それまでのスコットランド啓蒙の流れの直接的延長上でなされたことを直ちに意味するものではない。18世紀スコットランド啓蒙の流れから問いを継承しつつも、それへのスミス固有の回答を提示することによって、スミスは、18世紀的現実をスミスなりに越える方向を示そうとしたといえよう。⁸⁾

スミスは、『道徳感情論』（1 ed.）段階で、「商業社会」＝〈倫理社会〉次元における自律的秩序形成原理を抽出し、その内容化を進めることによって（「法学講義」段階）、『国富論』段階において、「商業社会」＝〈経済、政治社会〉次元での彼固有の経済原理（＝「富」の原理）を抽出し、それを基盤にした「商業社会」の固有の政治と徳性の内容を示し、『道徳感情論』（6 ed.）段階へと彼の回答を構築していったと考えられる。スミスの「富と徳」という問いへの回答の構築過程がこうした基本線にとらえうるとすれば、スミスの回答の固有性を内容的に構築していく焦点となる場所は、スコットランド啓蒙の流れにおける「商業社会」の富次元での把握内容をスミスがいかに批判的に継承＝止揚したかという内容に求められるとおもわれる。その上にも、それまでのスコットランド啓蒙の流れにおける「富」との関係における政治そして「腐敗」とそれにたいする「徳」の内容的関係もまた止揚しえたと考えられるからである。以上のような筆者なりの問題意識をもって、『国富論』を対象にして、「商業社会」の経済学的把握内容と国家（政治）そしてそれらの担い手の資質との関係において徳性の関係の内容的検討をおこなうことにする。

Ⅱ 「商業社会」把握の特徴

1 方法的特徴

スミスは『国富論』において、国家を含む「商業社会」把握を5編構成でおこなっている。そこでまず、『国富論』5編の論理構造をみることによって、スミスの「商業社会」と国家の関係をとらえる方法を明らかにしよう。

スミスは第Ⅰ・Ⅱ編において、「商業社会」を歴史の第4段階の社会という次元でとらえ、その限りにおいて「商業社会」への肯定的立場から自然的＝法則的経済原理次元での把握をおこなう。その内容的基軸となっているのは、「商業社会」の推進力原理としての資本蓄積＝拡大再生産原理であり、その担い手層の抽出である。そしてスミスは、こうした「商業社会」の経済法則的原理を理論基準として、第Ⅲ編において歴史過程の認識をおこなう。スミスにおける歴史過程とは、歴史の第4段階＝「商業社会」段階への歴史過程（直接的には第3段階から第4段階への移行

過程)である。そしてその歴史過程認識の方法は、「商業社会」への「富裕の自然的進歩コース」＝法則的進歩コースが歴史過程における統治形態に集約される「人為的なもの」(諸制度, 法, 慣習等)との〈作用—反作用〉の関係を通してのみ貫徹＝実現していく過程として, すなわち, 法則的次元と人為的次元の重層的に統一された必然性の貫徹する過程として認識するというものである。そして, こうした歴史過程認識方法による歴史過程の到達点として再び「商業社会」へ回帰する。しかしこの回帰は, 単なる第Ⅰ・Ⅱ編の「商業社会」段階＝経済法則原理次元への回帰ではなく, 第Ⅲ編でとりあげられた歴史過程(具体的にはヨーロッパ史)の到達点としての「商業社会」段階への回帰である。かくしてスミスは, 第Ⅳ編において, 「商業社会」の歴史的現実過程の体制＝重商主義体制をとりあげることになる。そしてその場合の「商業社会」＝重商主義体制の把握の方法は, 第Ⅰ・Ⅱ編を前提にして第Ⅲ編で内容化された歴史過程認識の方法が使われることになる。すなわち, 第Ⅰ・Ⅱ編における経済法則的原理内容を基軸とした, 重商主義体制＝歴史的現実過程の「商業社会」把握である。そしてこうした「商業社会」の歴史的, 法則的把握を踏まえて, スミスは第Ⅴ編において「商業社会」の国家の原理的内容を抽出し, 国家を含む「商業社会」の全体的把握を提示する¹⁰⁾。

『国富論』5編の論理構造がこうした方法的枠組みから構成されているとして, その内容をスミスの「商業社会」把握の方法的特徴という点から整理しよう。

スミスは「商業社会」を, 歴史の第4段階の社会という次元とその歴史的現実体制＝重商主義体制次元という二つの次元で対象設定し, その全体的把握をおこなっている。すなわち, 「商業社会」の自然的＝法則的経済原理次元における把握内容を基盤として位置づけた上で, その歴史的現実過程における重商主義体制の統治内容に集約される「人為的なもの」による法則的原理内容の阻害という〈作用—反作用〉関係を設定し, こうした相互関係を通して前者が歴史的に貫徹＝実現していくものとして「商業社会」の歴史的, 全体的把握をおこなう。この方法は「商業社会」の重層的把握方法ということができよう。そしてその内容的基軸が, 経済法則的原理内容と「人為的なもの」の内容である重商主義統治＝国家内容との関係に求められるかぎりでは, この重層的把握内容は, スミスにおける「商業社会」と国家の関係の内容化への道でもありと考えられる。そこでつぎに「商業社会」の重層的把握内容の検討を通して「商業社会」と国家のスミスの把握内容に接近していくことにしよう。

2 「商業社会」の重層的把握

(1) 「商業社会」の経済法則的原理把握

周知のようにスミスは, 「商業社会」を何よりも歴史の第4段階(歴史の最高発展段階)の社会として段階設定する。そしてこうした「商業社会」の基盤を富裕の自然的進歩におき, その原理(「商業社会」の推進力原理)を経済法則的原理として抽出し, その最も一般的な原理を分業原理に求める。そしてスミスは, 分業の生成因を人間本性である「交換性向」に求める。このかぎりでは, 分業の生産物は交換される生産物＝商品となり, 分業＝商品生産となる。かくして「商業社会」の基盤は分業＝商品生産の進展に求められることになっている。ところでスミスは, 分業＝商品生産原理を踏まえて, そのより具体化された原理内容として蓄積＝拡大再生産原理を第Ⅱ編において明らかにする。スミスは第Ⅱ編の序論において, 商品生産の前提条件を問題にしている。

——「織工が自分の特殊な仕事に専念できるのは、自分の織物が完成されるだけではなく、売られてしまうまでのあいだ、自分を扶養し、その仕事の材料や道具類を供給するにたりる資財 stock が、自分の所有としてであれどか他の人のそれとしてであれ、あらかじめ貯えられているばあいだけである。明らかにこの蓄積は、かれがひじょうに長いあいだこういう特殊の業務に自分の勤労 industry を充用するのに先だっておこなわれていなければならないのである」。(WN p. 277, 446頁。傍点は引用者、以下同じ)。

ここでの「蓄積」される「資財」とは、新しい生産物＝商品の生産のために蓄積される資財のことである。したがって、このような資財が「自分の所有」として蓄積される商品生産とは、単純商品生産関係 ($Pm=L$) を意味し、「他の人の所有」として蓄積される商品生産とは資本制的商品生産関係 ($Pm\leftrightarrow L$) を意味すると解される。スミスは、「商業社会」の自然的＝法則的推進力原理である商品生産を、二つの商品生産関係をその構成要素とするものととらえていたことを意味する¹¹⁾。

ではスミスは、この二つの商品生産関係を構成要素とする資本蓄積＝拡大再生産の原理構造、そしてその担い手をどのような内容でとらえていたのか。

スミスは、「商業社会」の基本的経済主体を三大階級——労働者（賃労働者、単純商品生産者）、企業者（資本家）、地主——に整理し、その全ての経済活動を〈元本—収入〉という形式でくくる。そして「資本」（「資本的資財」）を収入を目的として使用される「資財」と規定する。しかもスミスは労働者の「有用な能力」をも「高価な機械」からの類推によって「固定資本」と規定する。かくしてスミスにとっての「商業社会」における資本の所有＝蓄積可能者は、一般的には三大「階級」(order) 全てを含みうるものとしてとらえられているといえる。しかしスミスは、同時に資本蓄積の担い手となりうるための一般的資質（主体的条件）を問題にする。

スミスにおける資本蓄積とは、〈収入の資本への転化〉の問題であった。そしてスミスはいう。——「諸資本は節約によって増加され、浪費や不始末によって減少される。……勤労ではなく節約が資本増加の直接的原因である。なるほど勤労は節約が蓄積する対象物を調達する。けれども、勤労がたとえどのようなものを獲得しようとも、節約がそれを貯蓄し貯蔵しないなら、資本はけっして増大しないだろう」。(WN p. 337, 532頁)。

スミスは「商業社会」の経済の中核主体となりうる人々のなかで、それぞれの「利己心」（「人間の本能」）を自分の将来の「生活状態を改善しようという願望」へと進め勤労の成果の節約＝貯蓄（蓄積）に結実させていく資質の持ち主のみが、資本蓄積の担い手たりうるとする。そしてこれに対してスミスは、「利己心」を「目前の享楽に対する情念」＝「金を使うようになりたてる本能」へと向かわせ「浪費」をおこなう人々を批判的に対置する。そしてスミスはこうした基準によって、「商業社会」の三大階級を内容的に再編成し、勤労、節約＝貯蓄（蓄積）の資質を保持する〈下流階層〉および〈中流階層〉の人々こそが「商業社会」の推進力原理（資本蓄積＝拡大再生産原理）を担う階層の人々であることを示す。このことはまた、「上流階層の人々」（「富者」「権力者」などの「小さな階級の人々」）が「商業社会」の基本的＝原理的な推進力原理の担い手たりえないことを示した¹²⁾ものでもある。

ではこうした階層出身の人々を担い手とする「商業社会」の推進力原理の構造はいかなる内容なのか。スミスはこの商品生産の関係について、その「本源的」商品生産関係として単純商品生

産関係を設定する。したがって商品生産の展開はまず単純商品生産者の資本蓄積が端緒となる。単純商品生産者（「独立の職人」「自営農業者」等）は、自己の勤労の生産物の全的所有者であり、したがって自己の勤労即節約こそが資本蓄積の唯一の主体的条件となる。こうした資本の「先行的」蓄積を実現しえた単純商品生産者が単純商品生産の資本制的商品生産への転化をなす。そこでつぎに、生成した資本制的商品生産関係下での資本蓄積＝拡大再生産が問われる。資本制的商品生産関係は、資本と労働の二つの人格への分離を前提とした結合関係（資本—賃労働関係）である。したがって単純商品生産関係下での1つの人格での勤労＝節約の関係は、資本家と賃労働者それぞれの人格の資質として分離される。かくして資本蓄積は、「直接的」には資本家の収入＝利潤の節約＝蓄積によって実現されていくことになる。〈収入＝利潤→節約＝蓄積→追加投資→収入……〉という資本蓄積＝拡大再生産の原理展開である。そこで資本制的商品生産関係下のもう一つの人格＝賃労働者と資本蓄積の関係が問われる。スミスは「商業社会」の賃金傾向を、その「前進的状态」を前提としつつ、高賃金傾向として集約する。そして高賃金は賃労働者（職人）の勤労の資質の「刺激剤」となるととえらる。かくしてスミスは、高賃金という状態下で、〈勤労—儉約〉という資質を発揮しえた賃労働者（職人）は、自らの保持する「有用な能力」という資本を主体的基盤として、資本蓄積をおこない単純商品生産者に転化しうるものととえらる。かくしてスミスの「商業社会」の推進力原理の構造は、単純商品生産関係と資本制的商品生産関係が、一方における、前者から後者への資本の「先行的」蓄積による転化と他方における後者の下での賃労働者（職人）の資本蓄積による前者への転化によって結合され、ラセン的に展開、推進されていく構造をもつものといえよう。その場合、推進力原理は、勤労、節約の資質＝徳性の世界を共有する単純商品生産者、経営者（資本家、中・小地主含む）、賃労働者（職人）といった人々によって担われ推進されていくものとされている。そしてこのことは、スミスが「商業社会」段階における経済と倫理の原理的關係を、なによりも「商業社会」の推進力原理とその担い手の関係の中に求めていたことを意味しているといえよう。¹³⁾

(2) 重商主義体制と「商業社会」把握

これまでみてきた歴史の第4段階としての「商業社会」の経済法則的原理把握を基盤にして、スミスの「商業社会」の歴史的現実体制＝重商主義体制からの「商業社会」把握内容をみることにしよう。ここでの基本的検討対象は『国富論』第Ⅳ編（第Ⅴ編の第3版での増補部分を含めて）である。

スミスの重商主義体制把握の全体像を明らかにするためには、多様な視点からの検討が不可欠である。しかしここでは、本小論のテーマという点からの検討にその視点をしぼることにする。すなわち、すでにみてきた「商業社会」の重層的把握という方法による重商主義体制からの「商業社会」把握は、内容的には、重商主義的統治＝国家の内容的検討を通して「商業社会」把握をおこなうことをその基本線とすることになる。そのかぎりでも、こうした検討は、スミスの「商業社会」と国家の関係把握の一環という位置にあるといえよう。

周知のように、スミスは第Ⅳ編の冒頭文節において「政治経済学」＝「立法者の科学」という規定を示し、その規定を基準にして既存の「政治経済学」を重商主義（「商業の体系」と重農主義（「農業の体系」）に総括的に分類している。このことの意味が問われる。『国富論』のこの位置での「政治経済学」の規定提示は、スミスが自からの政治経済学の立脚点を、既存の「政治経済

学」規定を方法的に継承＝共有することの表明ではなく、逆に既存の「政治経済学」＝「立法者の科学」の内容を、「商業社会」の原理的内容把握を踏まえて、その歴史的現実からの把握をとおして質的に転回＝再規定することを表明したものと考えられる。¹⁴⁾

スミスは、重商主義体制を「商業社会」の基盤である経済法則的原理＝推進力原理が重商主義国家体制（「人為的なもの」）による阻害を受けつつ貫徹していく歴史的体制として把握していく。その場合の問題は、重商主義国家体制による阻害の手段はいかなるものであり、その阻害の内容、歴史的な性格はいかなるものか、という点になる。こうした問題意識をもって、重商主義体制としての「商業社会」と国家の内容的関係をみてゆくことにしよう。

スミスは、重商主義国家体制における基本的政策を、①輸入政策、②輸出政策、③植民地（世界市場）政策に分野整理している。そしてスミスのこうした基本政策により維持されてきている重商主義国家体制そのものへの直接的評価は、特権的な「商人および製造業者」に代表される「小さな階級」の利益からの、国内市場独占、植民地市場独占を基盤とした世界市場支配追求の国家体制としての批判的評価をその基本線としている。この点を一般的に確認した上で、上記の三政策分野にそくして内容的検討をおこなっていくことにしよう。

① 輸入政策

スミスは、重商主義国家の輸入政策の特徴を、基本的には特権的「商人および製造業者」などの独占権保護のための輸入制限政策に代表させ、それを国内における〈資本—労働〉の「自然的配分」¹⁵⁾の人為的阻害として経済法則原理次元の内容から批判的に解明する。しかしスミスの解明はここで終わらない。周知のようにスミスは、国内産業奨励のために輸入制限が有効な二つのケースをとりあげる。①「特定部類の産業が防衛上必要な」ケース、②「国内産業の生産物になんらかの租税が国内で課せられているとき」には「外国産業に若干の負担を課す」（等価関税、報復関税等）ケース。

まず第1のケースをみてみよう。スミスは具体的には、「航海条令」の評価を通して問題にしている。彼は「航海条令」を自由貿易（＝経済法則原理次元）の立場から「外国商業にとっても、またそれから生じうる富裕の増大にとっても有利なものではない」として重商主義国家政策次元での批判を確認した上で、「商業社会」の国防という視点からは肯定しうるものとして評価する。すなわちスミスのここでの評価基準は、国内産業の奨励そのものではなく、国防という「商業社会」の国家的原理的義務である。したがってスミスがここで示している内容は、重商主義国家体制といえども「商業社会」の体制であるかぎり、「小さな階級」の利益＝国家利益という阻害された形態ではあれ、「商業社会」の国家的原理的義務＝国防を貫徹させることなるという意味に解されよう。¹⁶⁾

つぎに第2のケースである。ここでのスミスは、第1の国防基準からの評価と異なり、国内産業そのものの次元からの評価をおこなっている。すなわちスミスは国内産業を「特定の」（独占的）産業の育成という重商主義的視点のみならず国内産業「一般」という立場からその国家政策内容を評価する。具体的にはこの政策によって、「一国の資財と労働の分けまえ」が「自然にそこへ向うだろうもののある部分が、租税のためにより不自然な方向へ転用されるのを阻止し、外国産業と国内産業の競争を租税が課せられたあとでも、それ以前とできるかぎりほぼ同じ立場、¹⁷⁾にすることになる」と評価する（WN p.465, 692頁）。こうしたスミスの評価内容はつぎのように

解される。現実の関税政策は、重商主義国家の政策の一部としてのみ位置しうるかぎりにおいて特定産業の保護という性格から分離しえないが、同時にそれ自身が産業一般の漸進のための条件形成を助ける政策という傾向をももつ。このことは、重商主義国家の諸政策の内部に「商業社会」の経済法則的原理内容（〈資財と労働〉配分の「自然的均衡」発展—自由競争＝貿易）の漸進的ではあれ貫徹していく条件形成の政策を生成せしめることにもなること。

② 輸出奨励策

ここでもスミスは、重商主義国家の輸出奨励策を、特権的な「商人および製造業者」たち「小さな階級」の利益保護の手段とする基本的立場に立つ。そして内容的には、輸出奨励金の効果を「第一に、重商主義体制のありとあらゆる便法がうけるべき一般的な反対、すなわち、その国の産業のある部分をそれが自力で流れるだろうよりも利益のすくない水路にしいてむかわせるという反対をうけなければならないし、また第二に、より利益のすくない水路にむかわせるばかりでなく、実際に不利な水路にしいてむかわせるという特殊な反対をもうけなければならない」として批判する（WN p. 516, 766頁）。しかし同時にスミスは、輸出奨励策の中では、戻税が「もっとも合理的」だと評価し、その理由を「その社会のありとあらゆる職業のあいだに自然的に確立される均衡をくつがえすものではなく、ただこの均衡が税によってくつがえされるのを阻止する傾向をもつにすぎない。それは、その社会における労働の自然的な分割や配分を破壊するものではなく、それを維持する傾向をもつもの」であるという点に求める（WN p. 499, 741頁）。さらにまた、スミスは優秀な「技術者」や「製造業者」に国家が与える「報償金」についても、それが「職業のあいだの自然的な均衡をくつがえすものではなくて、おのおのの職業でなされる仕事をできるだけ完全無欠なものにする」ことを理由に積極的に肯定する（WN p. 523, 776頁）。

みられるようにスミスは、重商主義国家政策としての輸出奨励策を、「商業社会」の自然的＝法則的原理内容の貫徹を阻害するものとして徹底的に批判しつつ、しかもなお重商主義国家政策自身の中に、その内容の歴史過程における具体化＝貫徹を促進する政策内容が生成してくることを示しているのである。

③ 植民地政策

スミスは、重商主義国家の植民地政策が「排他的独占会社」による「排他的独占貿易を保護する政策であり、「人類の事業の一大部分を活動させる偉大な一つの発条の運動に加えられる重荷である」として徹底的に批判する（WN p. 592, 879頁）。しかしスミスは単なる批判にとどまらない。彼は「植民地貿易の効果とこの貿易の独占のそれを注意ぶかく区別しなければならない」とし、「たとえ植民地貿易が独占され、この独占が有害な効果をおよぼしても、なお全体としては有効であり、しかも大いに有効なのである。といっても、独占がないばいにくらべれば、この有益さはずっとわずかなものでしかないが」と評価する（WN pp. 607-8, 900頁）。そしてスミスは、さらに大ブリテンのケースをとりあげ、「植民地貿易の自然的な好影響」の内容を「植民地貿易によって開放される新市場と新事業」が「独占によって失われる旧市場や旧事業の部分よりもはるかに広範である」点に求める。そしてスミスは、こうした「自然的好影響という事実を「かりに現存営まれている植民地貿易がその現状のままでさえ大ブリテンに有利だとすれば、それは独占のおかげではなくて、独占がおこなわれているにもかかわらずそうなのである」と評価する（WN p. 609, 902頁）。みられるようにスミスは、植民地政策の意味を、重商主義国家体制と

しての「商業社会」という次元（したがって否定的把握）と重商主義国家体制とはいえ「商業社会」段階であるかぎりでは経済法則的（自然的）原理内容が歴史的、具体的に実現＝貫徹していくという次元（したがって肯定的把握）という二重の次元からの把握をおこなっているのである。

以上、重商主義国家体制と「商業社会」の内容的関係の基本線のみてきたことから、つぎのような結論を引き出すことができよう。

スミスは直接的には、「商業社会」の経済法則的原理内容を根拠＝基準にして、重商主義国家を特権的な「商人と製造業者」に代表される「小さな階級」の国内市場独占、植民地独占、世界市場支配のための手段となる国家として徹底的に批判する。しかしその場合の重商主義国家体制批判の根拠＝基準となっている経済法則的原理は単なる理念的なものではない。その内容は、重商主義国家体制としての「商業社会」の維持、存続の歴史的現実過程そのものの中で、歴史的、具体的に実現されていくものとしてとらえられている。スミスの「商業社会」把握の重層的＝立体的把握である。そしてこうした重層的把握を構成する二つの次元は、「商業社会」の経済法則的原理内容が、重商主義国家体制によって人為的に阻害されつつ実現していく関係としてとらえられている。この場合の阻害の意味は、経済法則的原理内容の実現＝貫徹の速度を阻害するものとして、なによりもその「漸進」化である。こうした「商業社会」把握は「商業社会」の現実体制＝重商主義体制の維持、存続の歴史的過程そのものが、その体制の「自然的自由の体制」¹⁸⁾に向っての止揚の具体的内容的条件を形成していく過程でもあることを示しているものといえる。したがってスミスは、第Ⅳ編において、経済法則的原理内容の歴史的具体的内容化をもおこなっているのである。その基本線は、重商主義体制の経済活動基準である〈有利な貿易バランス〉を貫徹して「漸進」する〈生産と消費のバランス〉である。そしてこうした〈生産と消費のバランス〉の内容化として〈国内市場→植民地市場（世界市場）〉の方向での〈新事業—新市場〉の拡大のみている。ところでスミスは、こうした〈生産と消費のバランス〉の中核的担い手をどのようにとらえていたのか。スミスは、重商主義体制の推進者を特権的な「商人および製造業者」に代表させ、それに対して、それ以外の〈消費者＝生産者〉をその担い手の中核ととらえている（WN pp. 661-2, 975頁）。この〈消費者＝生産者〉とは、すでにみた「商業社会」の経済法則的推進力原理の担い手——三階級から推進力原理の担い手を基準にして再構成した〈勤勉と節約〉の徳性をもつ〈中流・下流の階層の人々〉——の歴史過程上での具体化＝再規定である。

歴史的現実体制＝重商主義体制からの「商業社会」の重層的把握の基本的内容、性格がこのように整理しうるとして、こうした「商業社会」把握から抽出されてくる国家像とはいかなるものか。「商業社会」の重層的把握からの必然的結果として、「商業社会」の国家もまた重層的に把握されることになっている。すなわち、原理的次元と歴史的現実体制次元の重層的＝立体的把握内容による「商業社会」の国家像である。スミスは第Ⅴ編において、これまでの「商業社会」把握を踏まえて、「商業社会」の国家の原理的内容把握をおこう。

Ⅲ 「商業社会」と国家

1 国家の原理的義務

周知のように、スミスは『道徳感情論』（1 ed.）段階から一貫して国家を問題にしている。「道徳感情論」（1 ed.）段階における国家論は、「商業社会」（倫理社会次元）の自主的秩序原理である同感原理（「適宜性」原理をその基礎付けとする）——〈「徳性」＝「正義」→「正義」＝法〉の論理展開の上に形成されている。スミスは徳性＝正義の根拠を、被害者の憤慨とそれに対する観察者の同感的憤慨の関係に求める。

「憤慨は、防衛のために、そして防衛のためにのみ、自然によってわれわれに与えられたように思われる。それは、正義を保護するものであり、罪を犯さぬことにたいする安全保証」であり「それを守ることは、われわれの意志の自由にまかされず、力づくで強請されてもよく、その侵犯は憤慨の、したがって処罰の的となる」（TMS p. 79, 124-5頁）。これが「正義」という「徳性」である。そして「正義」（「徳性」）の実践においては当然「適宜性」が存在することになるが、それ自身は「なにも現実の積極的利益〔善〕をおこなうのではなく」、「われわれが、自分たちの隣人に害をあたえるのを妨げるだけ」であり、したがって「われわれはしばしば、静座し、なにもしていないことによって、正義の諸規則のすべてをみだし」うることになる。このような「徳性」としてスミスは、「正義」を「消極的徳性」と規定する（TMS p. 82, 128頁）。しかし「正義」＝「消極的徳性」という規定は、その性格を示したものであり、積極的役割を果さないということではない。スミスは「正義」＝法の基本的内容を、①「われわれの隣人の生命身体を守る諸法」、②「所有権と所有物を守る諸法」、③「個人権とよばれる……他の人びととの約束によってかれに帰属するものを守る諸法」として整理し、その侵犯を「フェア・プレイの侵犯」と規定する（TMS p. 84, 132頁）。こうした規定を受けてスミスは、「正義」を「大建築の全体を支持する支柱」であり、「もしそれが除去されるならば、人間社会の偉大で巨大な組織は、一瞬に崩壊して諸原子になるにちがいない」ものととらえる（TMS p. 86, 135頁）。

かくしてスミスは、『道徳感情論』（1 ed.）の段階において、社会を同感原理を基盤にした自生的秩序形成社会として原理的に把握した上で、しかもなおそれ自身が〈正義の諸法＝消極的徳性〉の枠組み＝国家を不可欠の前提条件とすることを明らかにしたといえよう¹⁹⁾。そしてスミスは、こうした社会の自生的秩序と徳性と政治の内容的統一把握の方向の延長上に『法学講義』段階での自然法学的解明をおこない、『国富論』における「商業社会」把握へと進んだ。そこで『国富論』第Ⅴ編を対象にして、国家の原理的義務（役割）に焦点をあててみていくことにしよう²⁰⁾。

周知のようにスミスは、第Ⅴ編においてまず「商業社会」の国家の義務を①国防、②司法行政、③公共土木事業と公共施設、の三つに基本整理する。そしてスミスは、国家の義務を国防から論じはじめるのであるが、その場合の国防論を、歴史の段階次元における比較的検討を通しておこなっていく。このことは、スミスが国家の義務＝国防を、第Ⅰ・Ⅱ編における経済法則的原理次元からの「商業社会」把握に次元として照応する国家の原理的次元でとりあげていることを示したものと解されうる。では何故スミスは、国家の原理的義務を国防からはじめたのか。その方法

的理由は、国防から司法行政へという順序を含めて、『道徳感情論』段階における「正義」＝法の位置、役割把握にみいだすことができよう。すなわち、「正義」＝法の体制としての国家の役割を、個々人の基本的諸権利の「防衛」（フェア・プレイの維持）に求めているスミスには、富裕の自然的進歩（経済法則的推進）の貫徹を基盤にした「商業社会」の国家の原理的義務（役割）の根源的内容が「防衛」となることは当然であった。そしてその「防衛」という根源的義務内容は、「商業社会」の外からの侵犯と内からの侵犯から構成される。かくしてスミスは、まず「商業社会」への外からの侵犯に対する「防衛」＝国防によって、「商業社会」の対外的枠組みをつくり、つぎに内からの侵犯に対する「防衛」＝司法行政によって対内的枠組みを示したものと見えよう。そこでつぎに司法行政をみていこう。

スミスは国家の原理的義務＝司法行政を「社会のあらゆる成員を他のあらゆる成員の不正または圧制からできるかぎり保護する義務」と規定する（WN p. 708, 1034頁）。そしてこうした根源的義務をもつ「市民政府」＝国家の生成とその維持の根拠を、歴史段階次元での比較的検討によって明らかにしていく。

スミスは「市民政府」生成の一般的根拠を財産＝富の社会的増大に伴うその所有の不平等の生成に求め、その歴史的生成根拠を富者の貧者による侵犯への「防衛」に求める。したがってまた生成した「市民政府」による〈秩序と統治〉体制維持の根拠もまた財産＝富に求められていくことになっている。そこでつぎに、こうした「市民政府」の生成、維持の根拠についての歴史段階次元における一般的把握の上に、スミスは「商業社会」における「市民政府」の生成、維持の基盤、根拠をどのようにとらえていたのかが問われる。

スミスの「商業社会」は、歴史の第4段階として歴史上最も富裕の増進する社会段階として位置づけられている。そしてスミスは『国富論』の冒頭部分において、この社会における富の分配の不平等増大をのべた上で、「社会の全労働の生産物はなおきわめて多いから、すべての人はしばしば潤沢に供給され、最下最貧の階級の人々でさえも、もしかれば儉約家で勤勉家であるなら、どのような野蛮人が獲得できるよりも多くの生活必需品と便宜品の分け前を享受できる」ことを強調する（WN p. 10, 62—3頁）。ここでのスミスの説明は「商業社会」を〈社会の富総量の増大→個別分配絶対量増大〉を基本線にして、富分配の不平等問題を相対化しうる富裕の自然的進歩が実現していく社会として特徴把握しているものと解されよう。ではスミスは「商業社会」における富分配不平等の問題と富裕の自然的進歩の関係を内容的にはどのようにとらえていたのだろうか。

スミスにあって、歴史的現実の「商業社会」＝重商主義体制における富分配の不平等問題の中心的関係は、すでにみてきたごとく、その体制の提唱者＝推進者である「小さな階級」と富裕の自然的進歩（経済法則的推進力）の担い手である〈中流・下流の階層の人々〉との関係として設定されている。このかぎりでは、「商業社会」の「市民政府」＝国家の原理的義務である財産の侵犯からの「防衛」＝司法行政は、その富裕の自然的進歩の担い手＝〈中流・下流の階層の人々〉にその原理的基盤をおき、その人々の富（所有）の「防衛」を根拠として成立し、また実現＝貫徹していくものととらえられているといえよう。そして「商業社会」の歴史的現実の国家＝重商主義国家（政府）は、直接的には、こうした原理的関係内容が、「小さな階級」（「富者」「権力者」）の富（所有）「防衛」という阻害された形態で現われる——原理的関係内容の「漸進的」実現

—ものとしてとらえられることになったのである。スミスが「商業社会」における富分配の不平等を原理次元において相対化しえたのは、「商業社会」の富裕の自然的進歩原理とその担い手の発見によるものであったといえよう。²¹⁾そしてスミスは、「商業社会」の富裕の自然的進歩原理とその担い手に基盤をおいて国家の原理的義務＝司法行政を原理的に把握しえたことによって、司法行政 justice そのものの司法 judicial power と行政 executive power への分割の必然性と必要性を提示しえたと考えられる（WN p. 722, 1049—50頁）。

つぎに、「公共土木事業と公共施設」としての国家の原理的義務をみることにしよう。この国家の原理的義務は、これまでの二つの義務とはその性格を異にすると同時に、公共土木事業と公共施設もまたその内容、位置を異にしている。まず、これまでの二つの義務との関係では、これまでの二つの義務が、いずれも〈消極的徳性＝正義→正義＝法〉という基本線の延長上で生成する国家（市民政府）の根源的原理義務である「防衛」の二つの分野であったのにたいし、こうした根源的原理義務による国家の枠組み形成を前提にして、「商業社会」の自然的進歩の促進に関わる原理的義務という性格をもっている。そしてさらにこれら二つの分野もまた具体的には、それぞれ異なる役割、位置を与えられている。

スミスはまず、この二つの分野をいずれも「商業社会」にとっては「最高度に有利でありうるけれども、その性質上、その利潤は、どのような個人または少数の個人にもその経費をつぐなえず、したがってまた、どのような個人または少数の個人にもその建設や維持を期待しえぬ」ものとして国家の原理的義務となるべきことを示す（WN p. 73, 1050頁）。そしてこうした共通の根拠を示した上でスミスは、公共土木事業の建設、維持を、商業の自然的進歩を直接的に「助成」するものとして位置づける。そして具体的には、道路、橋、運河、港などの建設と維持を例示する。しかしこの場合もスミスの基本的立場は、利益者負担の立場を貫いている点が注目される。またスミスは『国富論』第3版（1784年）において「商業の特殊部門を助成」する事業についての増補をおこなっている。その中でスミスは、株式会社が「排他的特権」なしでも成功的に営まれうる事業をとりあげる。すなわち、株式会社の運営が①「厳格な規則や方法に還元しうる」こと、②「その企業がふつうの事業の大部分のものよりも大きくて一般的効用をもつものであること」、③「それが合名会社ではたやすく集められぬほど巨額の資本を必要としていること」をみたす場合とする。そして、銀行、保険、運河、大都市への給水等の事業をあげている。しかしスミスは、こうした事業以外には上記三つの事情をみたす株式会社は見出しえなかったとして、株式会社は、一般的には重商主義体制の「排他的特権」と一体をなし、したがって「製造業の自余の諸部門を実際に阻害し、……一国の全産業活動に対するあらゆる奨励のなかの最大で最有効な奨励であるあの自然的割合を、必然的に多少とも破壊するもの」と批判する（WN pp. 757-8, 1094-97頁）。そしてこうした株式会社への基本的な批判的な評価は、スミスにおける「商業社会」の企業形態が資本主義的企業（Pm↔L）において個人企業形態（合名会社まで）としてとらえられていることを確認しているものであり、すでにみた「商業社会」の推進力原理の担い手階層に重なるものといえよう。かくしてスミスは、商業の「助成」を国家の原理的義務として位置づけることになっているのである。

つぎに「公共施設」の内容をみていこう。スミスの「公共施設」の建設、維持という国家の原理的義務は、その帰結という点からみれば「商業社会」と「商業一般」（富裕の自然的進歩）の

「助成」として位置づけられうる。しかし、その内容をみると、それは「公共土木事業」とちがいで、「商業社会」の倫理（担い手の資質）次元からの「助成」という性格を強くもったものとなっている。スミスは「公共施設」を「青少年の教育」と「あらゆる年齢の人民の教化」の二つの分野に分けて検討していく。

スミスはまず、青少年の教育の一般的原则を問題にし、それを大学教育に代表させて検討し、〈自由競争と経費の「自然的収入」（授業料、謝礼金など）による「自弁」〉という原則を引き出す。このかぎりでは、国家は直接的な介入、助成を必要としないし、なすべきではないという結論になる。スミスはこうした一般原則を示した上で「人民大衆がほとんど全面的に腐敗したり墮落したりするのを防止するために、政府が多少とも注意を払う必要がある」分野の存在をとりあげる（WN p. 781, 1125頁）。そこでスミスは、「商業社会」の富裕の自然的進歩の基盤である分業をとりあげ、その進展そのものが、その主要な担い手である「人民大衆」＝「労働貧民」の「知的、社会的および軍事的な徳性」を破壊し、必然的に「腐敗」、「墮落」の状態へとおちいらせることを引き出す（WN pp. 781-2, 1125-2頁）。こうした分業にたいする把握は、スミスが「商業社会」をその原理的次元においても、単に肯定的なものとしてではなく、否定的要素の生成可能性をも内包しているものとみていることを示している。そしてスミスは、こうした否定的要素の生成との関係で、国家の原理的義務＝〈「公共施設」の建設、維持の助成〉をとりあげる。すなわちスミスは、こうした「人民大衆」の〈徳性の破壊—腐敗、墮落〉の生成に対し、彼らが労働につくまでの青少年の時代における基本教育を受けることの重要性を強調し、それを国家による教育施設の建設、維持の「助成」という原理的義務に求める。そしてこうした国家の原理的義務を、直接的に「商業社会」の富裕の自然的進歩を「助成」するものではなく、「大害悪を防止する」にすぎないものではあるけれども、しかもなお「商業社会」の安全・進展にとって「最高の重要事」であると位置づける（WN p. 788, 1133頁）。

以上のようなスミスの国家の青少年教育施設「助成」という原理的義務の説明から、われわれはつぎのような結論を引き出すことができよう。スミスは、分業の進展がそのまま放置されていれば、「人民大衆」＝「労働貧民」を〈徳性の破壊—腐敗、墮落〉状態へと必然的におとしめることになりうるととらえた上で、国家の積極的「助成」²²⁾によって、それを防止しうるものとしてとらえていたということである。

そしてつぎにスミスは、こうした青少年教育の役割把握の上に、「あらゆる年齢層の人民大衆」の教化をとりあげ、それを宗教に焦点をあてて検討する。

スミスはまず、宗教界の現状を、国教会の独占的支配で代表させ、その政治との癒着、墮落を批判し、宗教における自由競争原理の導入を主張する。その上で、「商業社会」（「文明社会」）においては、上流階級に支持される「自由主義」的宗派と「人民大衆」に支持される「厳格主義」的小宗派が生成するとし、前者の腐敗危険性に対し、後者の道徳的「巾帳面」「秩序正しさ」を対置する。したがってスミスの宗教による「教化」とは、「人民大衆」を対象とした小宗派の運動にその基盤をおき積極的に評価しているといえよう。その上でスミスは、こうした小宗派が、ときに「不快なくらい厳しく、非社会的」になったという事実認識の上に、しかもこした問題点は、国家の「ごく簡単で有効」な助成策によって「矯正」しうることを強調している。ここにスミスは、国家の原理的義務を位置づけているのである。そしてスミスは、こうした「矯正策」

（国家の原理的義務）を二つにまとめている。①「熱狂や迷信という毒にたいする偉大な解毒剤」である「科学と哲学の研究」を「中流あるいは中流以上の身分と財産をもつすべての人」に行きわたらせることによって「人民大衆」（「下流階層」）にその効果を波及させる。②「民衆娯楽」の普及により「大衆」の迷信や熱狂の温床である憂うつで陰気な気分」を解消させる（WN pp. 796-7, 1144—46頁）。かくしてスミスは、ここでも「人民大衆」の腐敗防止と徳性の一定の維持が国家の原理的義務＝助成策によって充分可能であることを強調しているといえよう。

以上、国家の三つの原理的義務の内容についてみてきた。そこでこれまでの「商業社会」の国家の原理的位置、義務を要約しておこう。

スミスは、「商業社会」の国家を、その経済法則的推進力原理とその担い手による経済社会的構造を基盤として原理的に規定している。内容的には、まずなによりも『道徳感情論』（1 ed.）段階以来の〈消極的徳＝正義→正義＝法〉という国家論への基本線の延長上に国家の第1・2の原理的義務によって、「商業社会」の枠組みを示す。その上で、第3の義務の「公共土木事業」（社会資本政策）によって、経済法則的推進力そのものの促進に関わる「助成」を示し、「公共施設」（教育、文化政策）によって、その推進力の担い手（その多数である「人民大衆」）の資質形成、維持の「助成」を示している。スミスは「商業社会」の国家を、その枠組の形成維持とその自然的進歩の「助成」という義務＝役割から原理的に構成しているといえよう。そしてこのことは、スミスの『国富論』段階における、経済と政治と倫理の原理的統一のあり方を示したものとみえよう。

（2）重商主義体制止揚への道と国家

スミスの「商業社会」における国家の原理的關係内容が、上記のように解しうるとしても、そうした内容の実現＝貫徹の場は、「商業社会」の現実の歴史過程以外にはありえない。ところでスミスは、第IV編を終えるにあたって、「自然的自由の体制」の基本的規定をおこなっている。そしてこの規定は、たしかに第V編における国家の原理的内容解明への導入という意味を与えられている。しかし、その内容をみると、この体制は、重商主義体制が「完全に撤廃」される歴史時点に確立されていく体制として位置づけられている。したがってスミスは、「自然的自由の体制」を重商主義体制批判のための理念型としてではなく、重商主義体制の止揚されていく歴史的未來の体制という位置、意味でとらえ、提起していたと解される。だとすれば、スミスの国家の原理的内容は、重商主義体制から「自然的自由の体制」への歴史の未來への道すじにおける国家の内容としてのみ実現されていきうることになる。

重商主義体制から出発し、「自然的自由の体制」へと進む歴史の道すじとは、「商業社会」の原理的内容の貫徹＝実現を阻害している重商主義（国家）体制の内容を止揚していく道すじである。スミスはこの止揚の道すじをどのような内容で構想していたのか。スミスはそれを、止揚の必然的根拠の次元とその歴史過程における必要条件の次元とから内容形成していたと考えられる。

まず、止揚の必然的根拠であるが、これは内容的には、『国富論』第I・II編で抽出された「商業社会」の経済法則的推進力原理が貫徹＝実現していくということである。²³⁾ スミスにとっては「商業社会」の推進力原理の貫徹＝その重商主義体制止揚の貫徹として、両者は表裏一体の關係にあるものとしてとらえられている。ところで、これまたすでにみたごとく、「商業社会」の経済法則的推進力原理は、「漸進的」にのみ歴史を貫徹していくものであった。このことは、重

商主義体制止揚の道すじもまた「漸進的」にのみなされうるとことを示していることになる。そこで、スミスの重商主義体制から「自然的自由の体制」への歴史的道すじを、重商主義体制止揚の「漸進的」道すじという視点から整理してみよう。

まず、止揚すべき内容の確認からはじめよう。その一つは「商業社会」の推進力原理＝分業原理そのものに内在する、分業原理の担い手である「人民大衆」の徳性破壊＝腐敗の問題であった。そしてもう一つは、重商主義体制による推進力原理の阻害の問題であった。スミスは、止揚されるべき内容を、「商業社会」固有の次元（原理次元）と重商主義体制固有の次元という次元と性格の異なる内容の重層的構造からなるものとしてとらえていたといえる。ではこうした構造をもつ内容はいかにして止揚されていくべきなのか。

すでにみたごとく、「商業社会」固有の原理次元の問題（「人民大衆」の腐敗可能性）は、国家の原理的義務＝有効な「助成」策によって、充分克服可能な問題ととらえられていた。しかし、現実の国家が重商主義国家であるかぎり、有効な「助成」策の実現は、重商主義国家の止揚の道すじの中でのみその条件を形成していきうことになる。

①「大ブリテンに植民地への排他的貿易をゆるしている諸法律を、節度をまもりながら徐々に緩和し、ついにそれをほとんどまったく自由にしてしまうということは、将来いつまでも、この国をこういう危険から解放しうる唯一の便法であり……この国の産業の一部分を徐々に縮小させながら他の全部門を徐々に拡張させることによって、完全な自由が必然的に確立し、また完全な自由だけが保持しうるあの自然的で健全な、しかも適正な均衡を、ありとあらゆる産業部門をつうじて回復しうる唯一の便法であるように思われる」（WN p. 606, 898頁）。②「実をいえば、大ブリテンで自由貿易がいつかは完全に回復されるなどと期待するのはオウシアーナまたはユートピアがいつかはそこに確立されるのを期待するのと同じく不条理である。社会の偏見ばかりではなく、それよりはるかに克服しがたい多数の個人の私的な利害関係が不可抗的にそれに反対するからである」（WN p. 471, 701頁）。③「大製造の企業家は、国内市場が突然外国人の競争にさらされたり、そのために自分の事業を放棄せざるをえないことにでもなれば、疑いもなくきわめて大きな損害をこうむるであろう。……それゆえ、かれの利害に対して公平を期するなら、この種の変化は決して突然に導入されるべきではなくて、緩慢に、漸進的に、しかもずっとまえに警告を発しておいてから導入されるべきである。もし立法府が、局所的な利害関係から生じるやかましくもしつこい要求にではなく、一般的幸福という広い観点に導かれながら熟慮することができるなら、おそらくはまさにこの理由によって、こういう種類のどのような新しい独占も確立せず、また既存の独占を拡張することもしないように、とりわけ注意すべきである。このようなあらゆる規制は、国家の基本制度にある程度の実質的混乱を導入するものであって、あとになってそれを救治しようとするれば、必ずまた別の混乱をひきおこすことになるであろう」（WN pp. 471-2, 702頁）。

見られるようにスミスは、一般的に「社会の偏見」、「私的な利害関係」をあげた上に、具体的には、重商主義体制下での変化が急激、突然におこなわれた場合に生じる社会混乱を問題にして、重商主義体制止揚の困難性を強調している。そしてそれを受ける形で、重商主義体制止揚の道すじが「漸進的」でなければならないという結論を引き出している。かくして重商主義体制の止揚すべき基本的内容とそのあり方（＝「漸進性」）が示されたことになる。そこでつぎの問題は、そ

の「漸進的」止揚の中核的对象とその止揚の担い手の問題である。中核的对象は、上記の引用からも明らかのように、「商業社会」の推進力原理に対する人為的阻害の政治的中核である重商主義国家であり、具体的には、その諸制度、諸政策である。スミスはこうした対象＝重商主義国家とその止揚の担い手についていう。——「まず第一にどのような制限を撤廃し、最後にどのような制限を撤廃すべきか、さらに、完全な自由と正義の自然的体制はどのようにして徐々に回復されるべきか、われわれは、こういう問題の決定を将来の政治家や立法者の英知に一任しなければならない」（WN p. 606, 898頁）。スミスはここで、その止揚の担い手問題を「将来」にたくすという立場を表明しているが、それにしても、その担い手が問われることは必要である。そして、この問題は、基本的には「商業社会」の原理的担い手と重商主義国家止揚の担い手の内容的関係の問題といえよう。「商業社会」の原理的担い手は、これまでの本小論での検討からも明らかのように、なによりも、「漸進的」ではあれ貫徹していく推進力原理の担い手であり、その腐敗可能性と国家による克服可能性を内包させつつ、勤勉、節約に代表される徳性の資質をもつ〈中流、下流の階層の人々〉としてとらえられている。そしてスミスは、こうした『国富論』段階における「商業社会」の推進力原理の担い手把握を根拠にして、『道徳感情論』（6 ed.）段階における「中流および下流の生活上の地位においては、徳性への道と財産への道（は）……幸福なことに、たいていのばあいには、ほとんど同一である」という把握をなしたといえる（TMS p. 63, 80頁）。

しかしスミスは、こうした〈中流および下流の階層の人々〉を、単に経済社会次元での担い手としてのみとらえてはいない。スミスはすでに『道徳感情論』（1 ed.）段階において、「中流および下流の身分」の人たちの資質について述べている。①「自分の専門の職業において、優越した知識を、そしてそれを行使するにあたっての、優越した勤勉を、獲得しなければならない。かれは労働において忍耐強く、危険において決然とし、困苦において不動でなければならない。かれはこれらの才能を、かれがやる仕事の困難さ、重要さ、そして同時に、それら仕事についてのすぐれた判断によって、また、それらの仕事をかれが遂行するにあたっての、きびしく仮借のない努力によって、公共の目にとまるようにしなければならない。誠実と慎慮、寛大と率直があらゆる通常のばあいにおけるかれのふるまいを、特徴づけなければならない。そして、かれは同時に、つぎのようなすべての境遇に、すすんで参加しなければならない。その境遇とは、そこで適宜性ある行為をするには最大の才能と徳性とを必要とするが、そこで最大の称賛をえるのは、りっぱにそれを切りぬけることができる人びとであるという、境遇なのである」（TMS p. 55, 80頁）。②「すべての政府において、諸王国においてさえ、一般に最高の職務を手になぎるのは、また行政のすべての詳細を動かすのは、生活上の中流および下流の身分で教育され、自分自身の勤勉と能力によって頭角をあらわしてきた人びと」である（TMS p. 56, 81頁）。

①と②は、①が「中流および下流の身分」出身の人びとの持つべき資質＝徳性を示したものであり、②は、それを身につけるかぎり「政府」（政治）の実質的担い手となりうるし、なることを示したものである。かくしてスミスは、「商業社会」における経済（社会）次元のみならず、政治（社会）次元における実質的担い手としても〈中流および下流の階層（身分）の人々〉を原理的に位置づけていたといえよう。そしてスミスは、こうした「商業社会」全体の中核的、実質的担い手にたいする原理的、構造的把握の上にも、重商主義国家そのものの内部からの止揚の担い手（政治家、立法者、行政の担い手）の問題を位置づけ、また位置づけえたといえよう。『国富

論』段階におけるその内容は、「中流およびそれ以上の階層（身分）の人びと」の中から出てくる「科学と哲学」の研究を通しての「能力と徳性」を養成した人びとと「将来の政治家，立法者」への課題との関係として構想されていたと考えられるが，その具体的内容化は残されたといえる。そしてその課題は『道徳感情論』（6 ed.）段階での増補部分を貫ぬく課題としてまたその内容として引き継がれていったといえよう。²³⁾そしてこの点の検討は筆者自身にとっても残された課題である。

スミスの『国富論』段階における「商業社会」把握の到達点は、「商業社会」の経済法則的推進力原理を抽出し、「商業社会」そのものの歴史的進展過程の仕組みを，推進力原理と政治（国家）との〈作用—反作用〉の関係を通して進展していく関係として示し，そうした「商業社会」推進の中核的担い手を〈中流および下流の階層〉出身の徳性＝資質を養成していく人びとに求め，それを構造的に位置づけたこと，その上に，現実の重商主義体制止揚の具体的契機としての重商主義国家そのものの内部からの止揚の担い手（そしてその資質の養成，出身階層）の問題を位置づけたこと，にまとめられるであろう。

注

* 本小論でのアダム・スミスの著作は，グラスゴウ版著作集により，文中での引用個所の指示表記は慣行にしたがった。なお各翻訳は，大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』（岩波書店），水田洋訳『道徳感情論』（筑摩書房）を使用した（The Glasgow Edition of *The Works and Correspondence of Adam Smith*, Oxford: Clarendon Press, 1976-83）。

- 1) 「アダム・スミスルネッサンス」という表現は，Recktenwald²³⁾で使われた。また「新アダム・スミス問題」についてはTeichgraeber²⁷⁾参照。
- 2) 「新自由主義」的スミス解釈はElliot編⁵⁾に代表されよう。これに対する反批判としてはWerhone²⁸⁾，Pack²⁰⁾等がある。またこの間の論争整理としてはCopleyの序論²⁾参照。
- 3) ポーコックの「シヴィック・ヒューマニズム・パラダイム」については，Pocock²¹⁾参照。またポーコック思想の紹介として，田中秀夫⁴⁷⁾，⁴⁸⁾がある。またポーコックのパラダイムの影響を大なり小なり受けつつ「新アダム・スミス問題」を内容的に検討する研究動向として，Winch²⁹⁾，³⁰⁾以外にHaakonssen¹⁴⁾，等がその後の研究方向に影響を与えたものとしてあげられる。またこうした方向に対してはForbes¹²⁾，¹³⁾，Hont and Ignatieff¹⁵⁾での研究が同様にその後の研究方向に影響を与えたといえよう。
- 4) McNally¹⁷⁾参照。
- 5) Dwyer³⁾，⁴⁾参照。
- 6) Evansky⁶⁾，⁷⁾，⁸⁾，⁹⁾参照。
- 7) こうした欧米における研究動向から多くの刺激を受けつつ，日本におけるこの間のスミス研究もまた，スコットランド啓蒙研究の進展との相互関係をその特徴として進められてきた。しかしそれはまた，スミスにおける政治経済学の持つ方法的意味を検討することの重要性をほかし，したがってまたスミスの政治経済学そのものを18世紀の文脈の中で内容的に再検討するという課題を弱める危険性をもってきているとおもわれる。この点で竹本⁴⁰⁾は，J. スチュアート研究であるが，18世紀の政治経済学の再検討として重要な研究である。またこの間の政治経済学の視点からの研究の重要性を提起しているものとして有江³¹⁾，新村⁴⁹⁾，渡辺⁵⁵⁾，小柳³⁸⁾などがある。またスミスの背景としてのスコットランドの社会経済史的研究として飯塚³²⁾，社会経済思想研究として関³⁹⁾が注目されなければならない。
- 8) スコットランド啓蒙における「富と徳」という問いとそれへの回答との関係でのスミスの位置につ

- いては田中正司 ④①, ④②, ④⑥ が参照されるべきである。なお田中正司は、欧米におけるこの間の研究動向を十分に視野に入れながら、氏の基本的立場である自然法の流れからスミスをとらえた上で、この間、特にスミス自然神学のスミス思想における方法的意味を再考し、スミスの全体像の再構築を追求されている。方法的に注目すべき研究である。田中 ④③, ④④, ④⑤ 参照。
- 9) この点でイブンスキーのスミス像における『国富論』の位置付け、評価内容には根本的に疑問をもつ。筆者はイブンスキーと逆に、『国富論』においてスミスは「商業社会」の現実である重商主義体制の歴史的限界性を把握しえたのであり、それによって重商主義体制止揚の道すじを示しうる地平に立つことができたと考えている。
- 10) 拙稿 ③⑥ 参照。
- 11) この事は、スミス「商業社会」の経済原理内容を19世紀的な資本主義（純粹資本主義）の次元でとらえ、評価しようとするものの方法的問題性を示しており、日本におけるマルクス経済学の影響下でのスミス経済学解釈の問題点を示している。ウィンチのいう19世紀的次元からのスミス政治経済学解釈の克服という視点は、その限りでのみ積極的に評価しうる。
- 12) WN p. 333, 338, 341-2; 527, 533, 537-8 頁, 参照。なおスミスは class, order, rank という用語で、内容的には階級、階層、身分といった内容を表現している。それぞれの文脈の中で意味をとる必要があるが、小論では rank = 「階層」を基準にする。三大階級 order を推進力原理基準で再編成した中流及び下流の rank として「階層」という表現にしたものである。
- 13) 拙稿 ③③ 参照。
- 14) スミスの政治経済学を「立法者の科学」として性格づける立場はウィンチによって強力に主張された。しかしウィンチにおいてはその背後にシヴィック・ヒューマンイズムの視点が前提されている。こうした視点への批判として Brown ① の序論、田中正司 ④⑥ の後編第一章参照。
- 15) スミスは『国富論』第3版の増補部分である第8章の中で、特定の分野では輸出阻止、輸入奨励策がとられるとした上で、その場合でもその「究極的目的は依然として同一である」としている。
- 16) こうした国防からの産業評価視点は、対象を異にするが第V編の第3版からの増補部分においてもみられる。重商主義体制下での海外の特権的株式会社の保護は、特定貿易（＝「一部」の貿易）の保護であるが、海外における「一般」の貿易の保護＝国防という要素をも含んでいる。
- 17) またスミスは、こうしたケースの裏側のケースとして、①「ある一定の外国財貨の自由な輸入をどこまで継続するのが適当か」、②「自由な輸入がしばらくのあいだ中断されたあとで、どこまで、またはどのような仕方です、それを回復するのが適当か」というケースをとりあげている。この場合のスミスの視点も産業一般の漸進という点にある。
- 18) この点でスミスは、経済法則的原理内容の漸進的ではあれ貫徹していくことによって重商主義体制そのものがその体制内変化をとげていくものとしてとらえていると考えられる。拙稿 ③⑤ 参照。
- 19) スミスにおける徳性は、正義＝消極的徳性と仁愛＝積極的徳性が前者を基盤にして後者がその上に存在する、いわば立体的なものとしてとらえられているといえよう。そしてその場合、それぞれの徳性の担い手層が問題となる。この点がスミスにおける「商業社会」の徳性からみた構造としてとらえられうるとおもわれる。この点でブラウンは、スミスにおける徳のヒエラキ構造（正義＝公的徳と仁愛＝私的徳による）把握を提起している。Brown ① 参照。
- 20) スミスの『国富論』における国家論は当然財政論をも含めて検討しなければならないが、本小論では、国家の義務の内容に限定した。財政論の部分については別稿としたい。国家の義務内容についての最近の研究としては Skinner ②⑥ 参照。
- 21) スミスにおける正義の交換的正義と分配的正義の関係は重要な問題として論じられてきている。スミスの正義が基本的に交換的正義に立つものであることは一致しうるとして、その上で分配的正義問題をスミスがどうとらえ、自分の思想の中にとり入れていたのかが問われてきた。この点で Hont & Ignatieff ①⑤ の巻頭論文は一つの答えを出している。しかし分配的正義の「商業社会」における貫徹＝実現問題は、「商業社会」の中核的担い手とその経済活動の原理の中にその構造的基盤＝根拠を求

められることによってくみこまれえたのがスミスではないかと考えられる。

- 22) 国家の原理的義務によって防止可能という視点は、つぎのように示されている。スミスは分業の進展による腐敗の生成を示した上で「改善されたあらゆる文明社会では、これこそ政府がそれを防止するために労をとらぬかぎり労働貧民、つまり人民大衆の必然的におちいらざるをえない状態である」（WN p. 782, 1126頁）。
- 23) この点では重農主義の批判的検討の中でのスミスの説明が彼の立場をわかりやすく示している。「かれは、政治体においては、自分自身の生活状態をよりよくするためにあらゆる人がたえずおこなう自然的努力こそ、ある程度不公平で抑圧的な経済政策の悪効果を多くの点で予防し矯正しうる健康保持の理だとは考えなかったように思われる。このような経済政策は、たとえ一国民が富と繁栄にむかう自然的進歩の速度を多少とも純化させることは疑いないにしても、必ずしもつねにこの進歩をまったく停止させうるものではないし、ましてそれを後退させるものではない。もし一国民が完全な自由と完全な正義とを享受しないかぎり繁栄することができないというのであれば、繁栄しえた国民などというものはまだこれまで世界中になかったはずである」（WN p. 674, 991頁）。
- 24) 重商主義国家そのものの内部からの止揚を進めていく担い手（政治家、立法者、行政者）がどの階層から生成してくるかという問題を問うる「商業社会」の構造把握こそが問題であり、その限りで『道徳感情論』（6 ed.）段階を有徳統治論あるいは有徳富国論としてとらえるのは基本的に問題があるとおもわれる。

参 照 文 献

- ① Brown, V. (1995) *Adam Smith's Discourse: Canonicity, Commerce, and Conscience*, Routledge.
- ② Copley, S. and K. Sutherland (1995) *Adam Smith's Wealth of Nations*. Manchester U. P.
- ③ Dwyer, J. (1992) Virtue and Improvement, in *Adam Smith Review*. eds. by Jones, P. and A. S. Skinner. Edinburgh U. P. 190-216.
- ④ — (1993) Adam Smith in the Scottish Enlightenment, in *Adam Smith: International Perspectives*, ed. by Hiroshi Mizuta and Chuhei Sugiyama. Macmillan. 141-61.
- ⑤ Elliott, N. ed. (1990) *Adam Smith's Legacy: His Thought in our Time*. ASI.
- ⑥ Evensky, J. (1987) The Two Voices of Adam Smith: Moral Philosopher and Social Critic, *History of Political Economy* 19 (3) 447-68.
- ⑦ — (1989) The Evolution of Adam Smith's View on Political Economy, *History of Political Economy* 21 (1) 123-45.
- ⑧ — (1993) Adam Smith on the Human Foundation of a Successful Liberal Society, *History of Political Economy* 25 (3) 395-412.
- ⑨ — (1994) The Role of Law in Adam Smith's Moral Philosophy, in *Adam Smith and the Philosophy of Law and Economics*, edited by R. P. Malloy and J. Evensky 199-219.
- ⑩ Fitzgibbons, A. (1995) *Adam Smith's System of Liberty, Wealth and Virtue*, Oxford, Clarendon Press.
- ⑪ Fry, M., ed. (1992) *Adam Smith's Legacy: His place in the development of modern economics*, Routledge.
- ⑫ Forbes, D. (1975) *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge U. P.
- ⑬ — (1976) Skeptical Whiggism, Commerce, and Liberty, in Skinner, A. and Wilson, 179-201.
- ⑭ Haakonssen, K. (1981) *The Science of Legislator: The Natural Jurisprudence of David Hume & Adam Smith*. Cambridge U. P.
- ⑮ Hont, I. and M. Ignatieff (eds.) (1983) *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*. Cambridge U. P.
- ⑯ Johnson, R. D. (1990) Adam Smith's Radical Views on Property, Distributive Justice and the

- Market, *Review of Social Economy*, 48 (3) 247-71.
- ⑰ McNally, D. (1988) *Political Economy and the Rise of Capitalism: A Reinterpretation*, California U. P.
- ⑱ Minowitz, P. (1993) *Profits, Priests & Princes: Adam Smith's Emancipation of Economics from Politics and Religion*, Stanford U. P.
- ⑲ Muller, J. (1993) *Adam Smith in His Time and Ours: designing the decent society*, Free Press.
- ⑳ Pack, S. J. (1991) *Capitalism as a Moral System: Adam Smith's Critique of the Free Market Economy*, Billing and Sons Ltd.
- ㉑ Pocock, J. G. A. (1975) *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton.
- ㉒ Raphael, D. (1992) Adam Smith 1790: The Man Recalled, The Philosopher Revisited, in *Adam Smith Reviewed*, ed. by P. Jones and A. S. Skinner, Edinburgh U. P. 93-118.
- ㉓ Rechtenwald, H. C. (1978) An Adam Smith Renaissance anno 1976?, *Journal of Economic Literature* (16), 56-83.
- ㉔ Shapiro, M. J. (1993) *Reading "Adam Smith": Desire, History and Value*, SAGE.
- ㉕ Skinner, A. S. (1979) *A System of Social Science*, Oxford U. P.
- ㉖ — (1995) Adam Smith and the role of the state: education as a public service, in *Adam Smith's Wealth and Nations: new interdisciplinary essays*, ed. by S. Copley and K. Sutherland, Manchester U. P. 70-96.
- ㉗ Teichgraber, R. III. (1981) Rethinking Das Adam Smith Problem, *The Journal of British Studies*, 20 (2), 106-23.
- ㉘ Werhane, P. H. (1991) *Adam Smith and His Legacy for Modern Capitalism*, Oxford U. P.
- ㉙ Winch, D. (1978) *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision*, Cambridge U. P.
- ㉚ — (1993) Adam Smith: Scottish Moral Philosophy as Political Economist, in H. Mizuta and C. Sugiyama, 85-111.
- ㉛ 有江大介 (1994) 「アダム・スミスによる自律的経済世界の発見への途」, 横浜国立大学経済学会『エコノミカ』45 (3), 19-37.
- ㉜ 飯塚正朝 (1990) 『『国富論』と十八世紀スコットランド経済社会』, 九州大学出版会.
- ㉝ 稲村 勲 (1986) 「アダム・スミスの資本蓄積論」, 札幌学院大学商経学会『札幌学院商経論集』3 (12), 17-46.
- ㉞ — (1989) 「アダム・スミスの歴史認識」『札幌学院商経論集』6 (1), 25-62.
- ㉟ — (1992) 「アダム・スミスと重商主義」, 札幌学院大学商学部・経済学会『札幌学院商経論集』8 (2), 89-112.
- ㊱ — (1993) 「アダム・スミスの政治経済学再考」稲村勲編『経済学の射程』ミネルヴァ書房, 1-32.
- ㊲ 小柳公洋 (1982) 「アダム・スミスの国家観について」, 北九州大学経済学会『商経論集』18 (1), 33-56.
- ㊳ — (1990) 「スコットランド啓蒙とスミス経済学」, 越智保則・小野隆弘・関源太郎編著『社会経済思想の展開』, 57-83.
- ㊴ 関源太郎 (1994) 『『経済社会』形成の経済思想』, ミネルヴァ書房.
- ㊵ 竹本 洋 (1995) 『経済学体系の形成—ジェイムズ・ステュアート研究』, 名大出版会.
- ㊶ 田中正司 (1988) 『アダム・スミスの自然法学』, 御茶の水書房.
- ㊷ — (1988) 「スコットランド啓蒙と近代自然法学」, 田中正司編著『スコットランド啓蒙思想研究』, 北樹出版, 13-34.

- ④③ ——— (1993)『アダム・スミスの自然神学』, 御茶の水書房.
- ④④ ——— (1993)「アダム・スミス問題再訪」神奈川大『商経論叢』28(3), 31-76.
- ④⑤ ——— (1994)「『道徳感情論』初版の主題と構造」, 神奈川大『商経論叢』29(3), 1-84.
- ④⑥ ——— (1994)『市民社会理論と現代』, 御茶の水書房.
- ④⑦ 田中秀夫 (1984)「ポーコック思想史学とスコットランド啓蒙」, 甲南大学経済学会『甲南経済学論集』25(2), 155-77.
- ④⑧ ——— (1986)「ポーコック思想史学とスコットランド啓蒙」, 甲南大学経済学会『甲南経済学論集』26(2), 71-112.
- ④⑨ 新村 聡 (1994)『経済学の成立—アダム・スミスと近代自然法学』, 岡山大学経済学研究叢書, 第15冊.
- ⑤⑩ 羽鳥卓也 (1994)「A. スミスにおける相殺関税と戻税」, 『熊本学園大学経済論集』1(1・2), 1-17.
- ⑤⑪ 水田 洋 (1987)「アダム・スミスの法学—ホーコンセンの所説にふれて」, 名城大学『名城商学』37(3), 92-113.
- ⑤⑫ 山崎 怜 (1994)『《安価な政府》の基本構成』, 香川大学経済学会.
- ⑤⑬ ——— (1994)『経済学と人間』, 昭和堂.
- ⑤⑭ 宮崎厚一 (1991)「道徳と経済」, 関東学院大学経済学会『経済系』(177), 17-30.
- ⑤⑮ 渡辺恵一 (1981)「『国富論』後半体系をめぐる諸問題」, 大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』81(6), 81-96.
- ⑤⑯ ——— (1989)「『国富論』における政治と経済」, 久保 和・真実一男・入江 奨『A. スミス, リカードウ, マルサス』, 創元社, 49-68.
- ⑤⑰ 和田重司 (1990)「研究動向: スミス研究の現状と課題3」, 『経済学史学会年報』No. 28.

(この小論は札幌学院大学研究奨励金を受けた研究成果の一部である。)

(1995.11.10)